

(様式第 1 号)

平成 2 6 年度 第 4 回 芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成 2 6 年 8 月 2 9 日 (金) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
場 所	芦屋市役所 北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	会 長 大方 美香 副 会 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 飯田 眞美 委 員 末谷 満 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 有馬 直美 委 員 友廣 剛 委 員 加納 多恵子 委 員 半田 孝代 委 員 守上 三奈子 委 員 藤原 寛子 委 員 英 真希子 委 員 伊田 義信 委 員 三井 幸裕 欠席委員 安里 知陽 欠席委員 橋本 亮一 欠席委員 三柴 哲也 欠席委員 北川 知子 事務局 こども・健康部こども政策課長 宮本 雅代 こども・健康部こども政策課主幹 中塚 景子 こども・健康部こども政策課係長 田中 孝之 こども・健康部こども政策課主査 阿南 尚子 こども・健康部こども政策課主査 津村 直行 こども・健康部こども政策課主査 山中 朱美 こども・健康部こども政策課主事 井村 元泰 芦屋市子ども・子育て会議関係課 こども・健康部保育課長 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 越智 恭宏 教育委員会管理部管理課長 小川 智瑞子 教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹

	こども・健康部こども課係長 池田 聡子 こども・健康部保育課係長 長澤 淳子
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	14人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】－概要版－について（報告）
- (2) 利用者負担の考え方について（協議）
- (3) 放課後児童健全育成事業について（委員提出資料）
- (4) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】（概要版）

資料2 芦屋市における利用者負担の考え方について

委員提出資料 留守家庭児童会の現状における課題

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶
【事務局から開会の挨拶】
- (2) 会議運営上の説明
【事務局より会議の運営等について説明】
- (3) 資料の確認
【事務局より資料確認】

<議事>

- (1) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】－概要版－について（報告）
- (会 長) それではまず議題1の芦屋市子ども・子育て支援事業計画の中間まとめ概要版ということで、事務局より報告をお願いします。

【事務局より資料説明（芦屋市子ども・子育て支援事業計画【中間まとめ】－概要版－について）】

- (会 長) パブリックコメントを市民の方からいただいていくということになるという報告でした。配布はどのようになりますか。

(事務局宮本) 基本的には市内の公共施設には中間まとめの冊子を置いて、その横に概要版を

置きます。意見の応募は、まず広報にパブリックコメントの募集が出ますので、その告知から10日以上空けてから受付をします。概ね10月から11月の間ぐらいと想定しています。自由に意見をいただき、それに対する回答は個別にするのではなく、一覧表等にまとめて広報でお知らせし、また、この子ども・子育て会議でも報告するという形をとりたいと思います。市民説明会は公共施設や学校を利用して、みなさんが出やすい時間帯を設定して開催しようと思っています。それも追って広報等でお知らせしたいと思っています。

(会 長) 市民の方々に、各幼稚園や保育所ではなく、市としてちゃんと説明をして下さるということですね。このようなペーパーのものと、どこかにブースを設けて口頭で説明するという両輪になるということですね。

(事務局宮本) 各か所に据え置いて自由に見ていただくのと、私どもが出向いて集団に対して口頭で説明するという、二段方式を取りたいと思っています。

(末谷委員) 基本的な質問ですが、市民から意見をいただいて、それに対して決まったことを答えるということですか。意見をいただいて、何か変わるということもあるのでしょうか。

(事務局宮本) パブリックコメント自体は市民の方から意見をいただくということが目的ですので、その意見がこの中間まとめという段階に盛り込まれていない、あるいはこれが市の計画として推進できるものと判断された場合には、それを新たに計画に盛り込むこともあります。十分に回答できているものであれば、計画に盛り込んでいると回答することもあります。年度内にはこの計画を完成させたいのですが、あくまでもこの中間まとめというのは、その中間時点でみなさんから意見をいただくという、策定途上のものだとご判断ください。

(末谷委員) それと議会という言葉聞いたのですが、決定しなければいけないということが決まっているのに、中間まとめを発表して何か変更がありえるのでしょうか。

(事務局宮本) 議会に報告するというのは、議会で決定していただく案件もあります。それが今までみなさんとお話をした条例に出す基準などです。それは議会で決まればそれで進みます。今回の中間まとめは、議会に一定の報告をして、経緯を説明するというもので、そこで議決するものではございません。議会はあくまでも市民の代表の方たちが集まっていますので、まずそこに報告した上で、これを市民に広く公表し、意見を求めるという流れです。ですから、議会で決定されるのはまだ先で、最終決定は市が行い、議会で承認を得るという形になります。

(三井委員) 今、中間まとめをさせていただいていますが、いろいろな意見をいただき、それを中間まとめとしたものを議会に対して説明し、パブリックコメントもとらせていただきます。いろいろなところから出た意見の中で、見直すべきものがあるかもしれませんし、説明を十分にすることで対応できるものもあるかもしれません。それは事務局の方で出た意見等を整理し、子ども・子育て会議の中で、まず先に紹介させていただき、事務局案を示した上で、意見を聞くというように積み上げていきたいと考えています。現在の予定では、できれば12月ぐらいに最終的な案として市がまとめ、再度議会に報告させていただきます。その後、公表していくという段取りです。

(末谷委員) すべてのことが12月に決まるということでしょうか。

(三井委員) 早ければ12月ということです。できるだけ12月ぐらいに報告をしたいと思っておりますが、パブリックコメントで出てくる意見の内容を検討しなければいけないので、場合によっては3月ぐらいになってしまうかもしれません。

(末谷委員) 4月から幼稚園や保育園に入る人はいつ判断ができるのでしょうか。

(三井委員) 9月くらいから幼稚園の募集案内が始まります。レジュメの中に保育料の考え方も示していますが、そのようなものもできるだけ示していきながら進めたいと思いますが、それぞれの決め方のルールがありますので、その中でこの段階で確定できるもの、しばらくしないと確定できないものがあるのは事実です。

(飯田委員) 9月の議会で決まることと、決まらないことについて教えていただけますか。

(事務局宮本) みなさまに具体的にに関わりがあるものと、小規模保育事業をこれから進めるにあたっての基準というものは、9月議会で審議されますので決まると思います。ただすぐにスタートするかどうかということは、それを公表して募集し、建てるという段取りもありますので、実際にスタートするのは27年4月になるかと思っています。もう1つは特定教育・保育に関する運営の基準というものも条例として出すのですが、この認可は都道府県がしますので、芦屋市は認可されたものを施設型給付として確認するという作業をします。それも条例が通れば作業を進めていきます。例えば大東保育所やあゆみ保育園等は、みなしということでそのまま確認をして給付の中に入ります。それで27年4月から給付の中でスタートすることになります。もう1つ条例として挙げたものは、放課後児童健全育成事業です。一定の基準を出し、それが通れば27年4月からその基準の中で運営をしていく予定です。それは留守家庭児童会だけでなく、芦屋市の中、または他市の事業所が、そのような事業をやりたいということであれば、運営基準、設備基準に基づき事業を実施するという届け出を市に提出する仕組みになっていくと思います。まだ決まっていないものは、条例的には保育料です。今回お出ししているのは案です。他に保育所の入所に関する細かい決まり事などは、規則等を出していくと思いますが、新制度では若干変わると考えています。細かい入所の申し込み用紙や申し込み場所は、それぞれの自治体が運用していくものですので、追って市民の方には説明、周知広報をしていきたいと思っております。なるべく混乱のないように、9月、10月以降にスタートできればよいと思っています。公定価格ですが、それぞれの施設にいくら入るのかということで、市が決めるのは国で最終的な予算が通った後になりますので、年度末あるいは年度始めになってようやく確定になるかと思っています。

(友廣委員) 6ページの基本目標3に、放課後児童健全育成事業に関する文章がありますが、これに関しては前回少し議論をしました。保護者としては高学年の拡大は放課後子どもプラン（教室型）というようなものではなく、学童保育を通常の放課後児童健全育成事業の中でやっていただきたいと強くお願いするもので、全くそこは譲れないということを申し上げました。今回の子ども・子育て支援法の中でも、放課後児童健全育成事業の対象は小学生と新たになりましたので、しっかりとそれを守っていただきたいと思いますが、ここは全くそうではないように書いてあります。低学年だけを対象に行い、高学年は放課後子どもプラン（教室型）で行うと、はっきり書かれていることが不思議に思います。

(会 長) ありがとうございます。そのことも含めて、委員提出資料がありますので、このことは後ほど議論していきたいと思います。

(2) 利用者負担の考え方について

(会 長) この利用者負担の考え方は、本日協議しなければいけない大きな議題です。先

ほどから出ている保育料に直結する原案です。事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局より資料説明（利用者負担の考え方について）】

（三井委員）ここにも書いてありますが、これは確定されたものではなく、子ども・子育て会議の中で諮り、意見を賜りながら重ねていくものです。事務局の考え方を示したものとご理解ください。

（山本委員）公私間の差というものが気になっていましたが、今回、公立幼稚園と私立幼稚園と認定こども園の教育部分も一緒にするということは、とてもよい考え方だと思います。2号・3号の保育料も認可保育所では一緒ですから、そのような意味でもきちんとなっていけたら素晴らしいと思います。

（藤原委員）今まで公立に通わせていた方にとって不利益になるということはないという受け止め方をしましたが、それでよろしいですか。

（事務局宮本）この料金の設定に関しては、今までの芦屋市で考えますと公立幼稚園は9,500円、仮に入園料を入れて10,000円だった方が、新制度が始まると15,000円という枠に入る方もおられると思います。逆に10,000円だった方が2,000円になる場合もあるかと思います。ですから、個人の損得ということで考えると意見が出てくるかもしれませんが、応能負担という考え方を理解していただくと、それぞれの子育て世帯間の差をなくすという意味で公平になると考えております。

（会長）今まで幼稚園の場合は所得に関係なく一律の金額でした。保育所を選んだ瞬間から所得に応じて保育料が変わりますので、非常に安い方と高い方がいらっしゃいます。また、乳児、幼児でも違います。今回の国の制度そのものが、「どうして働いている人が」「なぜ幼稚園を選んだら」という全体的な不公平感からきています。

（飯田委員）公立の幼稚園に行かれている保護者の方は、かなりのカルチャーショックを受けると思います。同じように中間まとめということで示していただきましたが、大変ポジティブな書き方ですので、これだけを見て意見を求められてもわかりにくいと思います。新しい物事をするにあたり意見を求めるには、何がどう変わったのか、どんなふうになるから意見をいただきたい、ということを示すのが一番やりやすいと思います。これを書き直して欲しいということではなく、説明に回るときに、どういう事がどのように変化するのかを示すことで、対象を決め、違いを明確にして説明していただきたいと思います。

（会長）おそらく介護保険のときと同じように、1号認定とか単語そのものの意味もわからないということになると思います。介護保険も何年も説明がわからずに混乱しました。逆に今のご意見のようなことを先に述べておく方が、窓口としてもスムーズになり、多少の混乱で済むかと思います。

（下岡委員）保育所のお父さん、お母さん達にとっては8時間と11時間の説明が一番聞きたいと思います。「保育短時間における保育料は1.7%減を基本とします」という1行だけではわからないと思います。

（金光委員）保護者の中には、現時点でも保育料を12か月に分けていただいていることに関し、8月は幼稚園がないのにどうしてお金がいるのかという質問をされる方もいますので、入園料も含めてこのように変わっていくということをできるだけわかりやすく、見ただけでわかるように説明していただけるとありがたいと思います。

(山本委員) 在園児に対する経過措置というものは、特に公立幼稚園にとっては必ず必要です。入学年度から変わることはあっても、入ってから上がるということは考えられません。経過措置というものはきちんととっていただきたいと思います。

(会 長) 通常、大学でも次の入学年度生からということで、すでに入学している人は、入学したときの基準のまま卒業までいくということが基本になっています。

(金光委員) この在園児に対する経過措置というのは、芦屋市の公立幼稚園の場合は、今の年少児で来年度5歳になって途中入園された方も同じ扱いになるのですか。

(事務局宮本) 入園料という仕組みが変わってきますので、具体的に細かくご説明するときにはきちんとしなければいけません、ここでは検討ということで納めさせていただきました。

(金光委員) 入園年度ではなく、同じ学年の方は同じ扱いということでお願いしたいと思います。

(藤原委員) 「途中には」ということですが、今までであれば転出の人は、4月の入園のときに入園料10,000円を納めました、3か月で引っ越しということになれば入園料は返してもらえませんでした。でも、今回はその部分ではよくなっていると思います。

(会 長) 私立幼稚園でも今まで通り新制度に入らない幼稚園が残っていくと先ほどおっしゃっていました。全てがなるのであれば一緒ですが、今まで通りの新制度に入らない私立幼稚園に行く場合は、月謝はどうなるのですか。

(事務局宮本) 保育料はその園が決定しますので、各園によって違います。芦屋市の特徴は、以前にワークシート等で説明しましたが、4つの私立幼稚園があり、他市の幼稚園園を利用されている方もいます。その他市の情報がまだ確定されていないという段階です。新聞やニュースでは給付に入らない施設も出てきていると言っていますので、全部がこの制度にのるとは私どもも考えていませんし、芦屋市の4園についても、愛光幼稚園は給付に移行すると考えていただいているようですが、他の3園については当面様子をみて、今まで通りということをおっしゃられますので、その部分はしっかりと市民の方に理解していただけるようにしたいと思います。先ほど言われましたように、難しい用語が出てきたりしますので、その部分でも対応ができるように考えてまいります。

(伊田委員) 幼稚園のところで2点あります。1点目は、この保育料の案は、1号認定こどもに対しての画期的な案だと思います。理由は1つが公私同額、もう1つが国基準上限を大きく下回っているということです。子育て世代にやさしいまちというところに当てはまるような料金設定だと思います。2点目は確認になりますが、市外に行かれている方についてもこの金額で、このグループに入った場合にはこのシステムが適応されることになるかと思いますが、そのあたりが非常に説明しにくいところだと思います。そのようなことも含めて、対象者がいろいろな所に行っていることを想定して説明していく必要があると思います。

(事務局宮本) 2点目については、他市の幼稚園を利用されている方も、芦屋市民であれば、その施設が給付型であれば芦屋市の保育料金が適用されます。愛光幼稚園では、お住まいや所得によっても金額が違うという非常に煩雑なことになりますが、考え方としては一定統一されたクリアな考え方の保育料金になるのではないかと思います。また、私立に関しては、実費徴収など合理的な理由の上乗せ徴収は認められていますので、そういうことも含めて、どちらの施設を選ばれるかということが、今後保護者の方たちの検討材料になるかと想定しております。

(会 長) どの市に住むのか、保育所か幼稚園のどちらを選んだ方がよいのか、従来型の幼稚園の方がよいのか、新制度の幼稚園の方がよいのか、保護者としては選択肢がすごく増え、乳児期はどうするか、幼児期はどうするかということではいいになり、しばらくは迷走が始まるのではないかと思います。

(半田委員) 例えば芦屋市に住んでいて、他市に行った場合や、他市から芦屋市に来ている場合の基準はどうなりますか。

(三井委員) 基本的に、お住まいの市区町村で価格を決めるということです。基本的には給付というのは個人の方に対する給付です。ですから、芦屋市にお住まいの方は神戸市に行かれても、西宮市に行かれても、今回、これが決まればこの価格になります。逆に神戸市の方が芦屋市に來られても、神戸市がもっと安い価格であれば安い価格になりますし、高い価格であれば高い価格になります。ただその差はどうなるのかと言えば、それは各市が負担します。国が決めている公定価格は25,700円になりますので、それを下回することは、25,700円を上限として市区町村で決め、その差は市が負担しなさいということです。ですから市の負担が困難というところは、限りなく国の基準になるでしょうし、そうではなく市区町村で負担するということは、その差が出てくるであろうと思います。ですから、幼稚園は、お住まいの市が3市、4市あれば、それぞれの所得に応じて保育料が変わり、個人から毎月払っていただく保育料金は所得によっても市によっても変わるということです。所得に関しては園ではわかりません。市が認定しますので、そのような形になります。

(副会長) これで結果的に安いのでここに転居して来られる方が増えると増収を生んでいくという意味です。

(伊田委員) 保育料についてのことはわかるのですが、モデルケースを作ると良いと思います。比較ができるようなサンプリングをぜひお願いしたいと思います。介護保険のときには、それが非常に多岐でしたのでサンプリングしてモデルケースがつくりにくいということがありましたが、これはある程度の形ができるかと思います。

(事務局宮本) 説明会のときには、これも参考資料としてご説明しますが、やはり今言われたように、1号・2号・3号という認定をどうやって受けるのか、どこに申し込めばよいのか、仕事をしたいときにはどういう条件があれば保育所の2号・3号の認定が受けられるのか、いろいろなパターンをフローチャートのような形で図表にまとめて説明できるようにと考えております。

(会 長) それでは次の議題に進みたいと思います。友廣委員から資料を提出いただいていますので、説明をお願いします。

(3) 放課後健全育成事業について (委員提出資料)

(友廣委員) お配りした資料は、保護者の方々が常日頃要望として持っている項目です。まず、学童保育自体をなかなか理解してもらえていないということが、この会議にずっと参加している中での率直な感想です。ぜひ、少しでも理解してもらいたいという意図で、現状で抱えている問題点、保護者の要望等を出しています。まず1番目は、保護者が1番望んでいることです。今回の子ども・子育て支援法で小学生全体が学童保育の対象になりましたので、ぜひそれを守っていただき、芦屋市でもそのような形で実施していただきたいと思います。1年生から3年生、4年生から6年生というように切り離した状態で実施しようとしているように見

えます。そうではなく、1年生から6年生まで全体として、小学生とその家庭が困っているということで、困っている方を助けていただくことに主眼を置いていただきたいと思います。2番目は学童保育と全児童対策事業についてです。一般的にいう学童保育は、放課後児童健全育成事業という厚生労働省の事業として行っているもので、趣旨としては、昼間家庭に保護者がいない子どもたちのために行っているものです。それを学童保育と呼んでいて、芦屋市では留守家庭児童会と表現をされています。これはあくまでも保育という質であり、単なる子どもの居場所ではなく、家庭に保護者がいない子どもをみる場という趣旨です。もう一方の全児童対策事業は文部科学省で行っているもので、先ほどの資料の中で、放課後子どもプラン（教室型）という言葉が出ていましたが、それに当るものになります。そちらの方は教育委員会でやっているもので、基本的には家庭に保護者はいるけれども、子どもの遊びの場、学習の場を何とかしようということで行われているものです。趣旨が全く違うものになりますので、これらは全く別のものだと理解しています。この全児童対策事業や放課後子どもプラン（教室型）は、学童保育の代わりにはなりません。高学年はそちらで対応すればよいだろうという話になっていますが、それは保護者が望んでいないということです。もちろん、全児童対策事業や放課後子どもプラン（教室型）を必要としている子どももいます。家庭に親はいるけれども、遊び場や学習の場が必要な子どもは当然いますので、それらが不要だといっているわけではなく、両方ともきちんとやっていただきたいという考えです。3番目は、警報発令時の学童保育の実施をぜひやっていただきたいと思っています。学童保育は警報が出ると全部休みになってしまいます。すると、働いている親は仕事を休むということになってしまいます。今まで何となく仕方がないと思って休んでいましたが、よく考えると警報が出たときこそ学童保育をやっていただきたいのです。私なども警報が出たときこそ仕事に行かなければならないという立場です。おそらく、行政の方や学校の先生も、当然管理のために行かなければならないと思います。そのような立場の方は多いと思いますので、警報発令時にも通常通り学童保育を実施していただきたいと思います。7番目の延長保育の指導員体制の改善というものがあります。延長保育は、今、学童保育は17時から19時に延長をしていただきました。通常の時間は17時までですので、内容的には分担されています。17時までの学童保育は既存の指導員でやっていただき、17時以降19時まででは、全く違う指導員に入れ替わってしまうという形になっています。保育としては、子どもたちにとっても17時で先生方が変わってしまうということはいくなくないと思いますし、保護者の立場からしても、例えば夜迎えにいったときに子どもがどういう様子だったか聞いてもわからないという返事になってしまいます。子どもの様子を内部的に情報として共有してもらえばよい話ですが、それができていないので、何らかの形でそこを改善していただきたいということです。17時で切るのではなく、19時までの全体として運営していただきたいと考えています。あとは4番の将来の入居児童数を見通した施設整備ということで、今、子ども・子育て会議でやっていますように、見込み量を計ってやっているわけですから、そこで出た見込み量をきちんと受け入れできるように整備していただきたいという話です。

先ほどの資料1の6ページに戻ってください。通常の学童保育とそれ以外の放課後子どもプラン等は分けていただきたいと思いますし、単純に書き方として「放課後児童健全育成事業」とうたっているのに、「放課後子どもプラン（教室型）」と

書いてあること自体がおかしいと思います。あくまでも放課後児童健全育成事業として、6年生までのニーズをどうするのかを考えていただきたいと思います。この3行目の真ん中から後ろの文章があること自体がおかしいと思います。また、ニーズ量と提供量ですが、ここは低学年と高学年に分けていることが意図的だと思いますし、提供量の数字自体、なぜこのような数字になっているのかわかりません。例えば、低学年の27年度のところは提供量322人、高学年54人となっていますが、事務局の考え方は低学年が学童保育という考えで書いてあるのだと思います。322人という提供量を十分超えています。今、定員45人の8学級で、それでも十分に超えているのに、なぜこのような数字になっているのかわかりません。縮小するという意味で書いてあるのか、高学年を足した数字も多分超えた設備の量はありますので、単純に考えて、低学年と高学年を分ける必要はないと思います。ぜひ、ここの資料はもう一度やり直しをしていただきたいと思います。できればみなさんから質問をお願いしたいと思います。

(半田委員) 学童保育というと学校に行ったときに目にしますが、先生がついて保育の監視の中にいるわけですが、それを9時間や11時間、子どもたちが耐えられるのかという意味です。

(友廣委員) 耐えるように工夫するのが指導員です。そもそも両親が働いていて、家庭にいないので預かっているというものが学童保育ですから、子どもが飽きて行きたくないと言わないように工夫するのが指導員の力量です。

(藤原委員) 私も働くお母さんだったので、6年生まで1つのところで預かってもらえれば私たちは大変ありがたいという部分がありますが、子どもをみていて、1年生から3年生までと4年生以降の行動範囲や考え方、活動内容はとても変わります。そのような状態で指導員が考えたらいよいよという丸投げするのはいかがでしょうか。45人の中の15人が4, 5, 6年生だったときは、乳幼児をお預かりするときの行動範囲にギャップがあるようなものです。私の子どもも帰ると家にいなかったりして心配なこともありましたが、友達と交友関係を深めるという部分もあったかと思います。これが悪いということではなく、友廣委員の意見もよくわかりますが、学童保育と全児童対策事業ではないということではなく、両方がうまくかみ合うようにできればよいと思います。うちは他と違って留守家庭なので預かってもらいたい、ということかもしれませんが、普段は仕事していなくても、3日間だけパートに行こうという方も利用できるように、全体的に大きく全児童対策事業という形にできればよいのでしょうか。

(友廣委員) 1年生から6年生までの全員をやれということではありませんし、丸投げというつもりもありません。来た子どもに対しては工夫してやっていくのが指導員の仕事だという意味です。

(飯田委員) 私は芦屋市で子育てをしていますので3年生までの学童保育しか知りませんが、他市では6年生までやっているところもあり、そのようなところに行くと全然考え方が違います。1つの自治グループのような形で、6年生がリーダー的な役目になるので、今、芦屋市が行っている学童保育とは全く意味合いが違います。また、指導員1人で1年生から6年生までをみるのは難しいところもありますし、特に時間が長い夏休みなどは、親御さんも巻き込んで、とてもよい地域ができています。そのようなものを私は期待したいと思います。6年生までがいることによって、成長の見通しもつきますし、親御さんも巻き込まれることで、あちこちに地域ができます。それによって自治活動も自然にそのようなグループを中心に

広がります。小学校区域の中で、地域住民として強いということは、防災にも他のことにも強くなるのではないのでしょうか。1つの活力の源としての学童保育というものを賛同したいと思っています。そのような発想を持っていただき、今までの1年生から3年生の延長とは違うという考え方ではなく、新しい学童保育を来年度からは無理だとしても、5年間かけてつくっていくのだという意気込みを持っていただけたら、芦屋市の子育ても変わってくるのかと思います。

(加納委員) 小学校区には芦屋らしさがあり、コミュニティスクールを土台にして、そこで連携を持ちながら地域も一緒になってということはできる方向だと思います。小学校4, 5, 6年生で、果たして学童保育に行きたいという子どもが多いのかわかりません。コミュニティスクールにしろ、野球部やサッカー部だという自主的なグループがあり、それを地域のお父さんやお母さんがお世話をされていますが、どんどん数が減ってきているのが現状です。親は預けたいでしょうが、子ども自身の気持ちは、8時から19時まで延々と学校の同じ場所にいるよりも、親のいない家の心地よさも経験した方がよいかと思います。「お母さんも一緒」という言葉は、とてもうれしく思います。自分も手が空いたときには、地域の他のお子さんも一緒になってお世話をしようとか、一緒になって親子で、という気持ちのお母さんが多ければ、地域の子どもはいくらでも応援する気になります。

(副会長) 今の論議は、ソフトの部分とハードの部分が混在しているので、このような形になるのだと思います。基本的には友廣委員がおっしゃるように、今のお母さんたちは子育てをしていく上での十分な環境がないので、その環境をどう整備するのがこの会議の始まりです。どちらの方の意見もその通りだと思いますが、今は箱ものの部分、つまりどういうシステムにするのかという話をしています。加納委員が言われたような、どういうソフトをつくっていくのかということは、その先での論議になっていきます。今は、両方をお話すると整理がつきにくくなると思います。もう一度確認したいと思いますが、友廣委員が学童保育と放課後子どもプラン（教室型）を切り離したいと思われる根拠をもう一度お話をいただきたいのと、学童保育としてどう展開するのか、あるいは学童保育と放課後子どもプラン（教室型）をどのようにコネク特させるのかということは、これから先の実際の運営上の問題になってくると思います。そのハードの部分をつくるに当たり、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

(友廣委員) 国の基準としてそう出ています。

(副会長) 国としては一本化したいのですね。

(友廣委員) それは別の話であって、今回の子ども・子育て支援法では、放課後児童健全育成事業については小学生が対象だということです。私はその方向でちゃんと学童保育は充実して欲しいということを申し上げています。放課後子どもプラン（教室型）は別にありましたので、当然それを利用する子どももいますので、それはそれでやっていただければよいと思います。

(伊田委員) 今の議論についてこの制度を変えていくということは、考え方や社会のあり様を変えていく1つのツールだと思います。確かに国のQ&Aを見ても、4年生以上も全部対象にする必要はないです、という条件にはなっています。しかし、小学生を児童として健全育成を考えるとときに、どういう集団で考えていったらよいかという理念の部分の話については、この場で議論されていないのではないのでしょうか。就学前の子どもに関する議論は多かったのですが、児童についてはあまり議論がなかったように思います。逆に、今の友廣委員の問題提起で考えたとき

に、放課後児童健全育成事業と放課後子どもプラン（教室型）の事業目的が違うのであれば、違う形になるのだと思います。ただそれを現時点では何らかの形で運営上、こういった仕組みでできないかと考えることはよいと思います。しかし、本来、事業目的が違うのでそれぞれの事業があるということであれば、最終的にそれを1つにしたいのだと思います。小学生の健全育成で、放課後をどうするかを考えたときに、保護者が労働等によりみられない子どもたちを対象にして放課後児童健全育成事業になっていくわけです。それと本市がやっている留守家庭児童会をどのようにリンクさせていくのか。今、明確な答えが出ていないところでいうのは申し訳ありませんが、逆にそのような理念的な部分も含めて、ある程度の議論をされた方が議論の軸がみえてよいかなと思います。つまり放課後をどう見たらよいか、そのためにこういう仕組みがいるのではないかなということなのです。そこと今やっている留守家庭児童会はどういう役割を果たしているかなということなのです。

（飯田委員）働くお母さんが増える中でも、子どもたちを支えていこうというものですから、お母さんたちが働いている、働いていないでいがみ合っておらずに、社会全体として働いている人も地域に参加しやすい仕組みにしなければいけないと思います。例えば6年生の子どもが家に帰っても、親が遅くまでいないという家庭もあります。それでも、学童保育に行けば「いらっしゃい」と先生が受け止めてもらえる生活の基盤がそこにあるということは、4年生から6年生を対象に文科省がやっているただの居場所づくりとはやはり意味合いが違うと思います。それは家からここに遊びに来る、または学童保育からここに遊びに来るという違いがありますが、そこで一緒に遊んだり、同じ活動をする 것도構いません。せっかく芦屋市では小学校区内に学童保育を設けると決まっているわけですし、その枠があるので分ける必要はないと思いますが、分けないという活動の中に配慮するのは、やはり大人が学童保育からこういう遊びを一緒にしようと提起したら、一緒に遊ぶという運営上のことはいくらかでもできると思います。ただ1年生から6年生まで、この子の居場所は学童保育ですという自分の根っこがあるという安心感が持てるということは、子どもの成長の中で必要だと思います。誰もいない家しか帰るところがないと思うのと、ここではリーダーとして誇らしい気持ちにもなれ、居場所にもなる、ということでは違いがあります。成長の過程の中でその部分を大人がケアしてあげないといけないと思います。1年生から6年生までしっかりとつながった学童保育をつくって欲しいと思います。

（半田委員）私の孫は関東に住んでいます。参考になるかどうか分かりませんが、やはりプログラムがあり、1年生から6年生まで全員希望者は入れます。そのプログラムがあるがゆえに、人数がわかっていないと材料を揃えたりすることができませんので申し込み制になっています。そこは1年生から6年生までが和気あいあいとしていて、お兄ちゃんが面倒をみるという感じです。申し込み制ですから、1ヶ月前でないと申し込めませんし、申し込んだのに行かないということにもなります。

（三井委員）議論の中に書き方の話がありましたが、ここにつきましては教育・保育の中で1号認定の方で3歳以上の方というのは、国の基準では3歳以上をひとくくりとしています。本市の公立幼稚園では3歳の公立保育をやっていないという状況がありますので、この表については、今回、問題提起等検討する中で分けております。これと同じように、現在、放課後児童健全育成事業については3年生まで

しかやっておらず、高学年ではやっていません。どういう事業をしているかは所管課が考えたものをこちらでお示しして議論を積んでいくことになりますが、表のつくり方としてはそこについては分けています。これをあえて一緒にして欲しいというご意見もありましたが、一緒にすると見にくくなる部分もありますから、その分に関しては分ける方がよいかと考えています。

また27年度以降の人の話ですが、27年度以降の人については推計人口から引っ張っていますので、現在利用されている方とアンケートに基づく希望の方ということの数値的に整理して推計していますので、必ず一致するものではありません。低学年については、現在、待機はありません。高学年については今やっていませんから、事業をやっていく上で、こういう形で0を目指したいということです。この表のつくり方については、このままがよいかと思いますが、事業をどのようにして確保していくのかということは、みなさまで議論していただければよいかと思っています。

(守上委員) 基本目標3ですが、私は子ども会という立場で、放課後子どもプラン（教室型）の方を主にやっています。学童保育の子どもたちがせっかくやっている事業に来れない、学童保育の責任においてそこには出せないということがいろいろあります。ですから、私としては合わせて考えて欲しいと思っています。先ほど切り離して考えて欲しいというご意見がありましたが、1年生から6年生から学童保育をするにしても、放課後子どもプラン（教室型）の方も合わせて一緒に考えて欲しいと思います。

(加納委員) 実際、スペースの問題で、学校の中でうまくいきますか。

(副会長) それは幼保の一体化と同じで、これから新たなシステムをどのようにするのかという箱ものの話をしていますので、実際に運営上はいろいろな問題があると思いますが、それについては次の段階に置かせていただき、現在、そのようなことが可能なのかどうかという意味でお聞きしました。いろいろな事情がある中で、それを乗り越えて「すべての子どもにすべてのしあわせを」と思えば、どんな条件があってもニーズに答えていくということかと思っています。全てのニーズに答える箱ものというのは現実にはあり得ないことですが、そういうことを今後のあり方として考えるということがこの役割かと思っています。いろいろ難しいことはありますが、放課後子どもプラン（教室型）と一緒にするという事は不可能でしょうか。

(友廣委員) もっとたくさん受け入れた上で、今の学童保育のようにきちんと管理できるかどうかということだと思います。枠を広げて管理できるのであればよいと思います。

(副会長) 私は保育の人間ですが、実際に保護者の方々が、幼稚園や保育所が終わった段階で子どもたちを預ける場所がなくて困るのです。それまでは19時まで保育していただけたものがなくなるので、働く方への両立支援という意味と、少子化のために子どもたちの人間関係が希薄になっていること、また子どもが地域の子ども集団ができにくいという課題を考えたときに、今、芦屋市の小学校区の中で子どもたちがどういう人間関係で、どのように過ごしていけたらよいのかという理念を共通理解した上で、放課後健全育成事業なり放課後子どもプラン（教室型）なりの役目、わざわざ分かれる必要があるのか、ないのか、やっている事業がタイアップすることはできないのかという可能性論を少し考えていただけたらよいと思います。

(友廣委員) 極端な話で、4年生以上の子どもは1人で遊べるから、4年生以上の子どもたちを学童保育で受け入れたらどうなるのかという話になるのだと思います。私が言いたいのは、4年生以上で自分1人で遊びにも行けるし家のこともできるという子どももいますが、できない子どももいますので、そのような子どもを救って欲しいということです。現実的に4年生以上で必要な子どもは少ないと思います。少ないのであれば、入れていただければよいのではないかというのが趣旨です。

(副会長) その通りだと思います。それも運用上乗り越えなければいけない課題だと思います。少ないからしなくてもよいのではなく、少ないからこそ、その子どもたちが救われる方法をどう考えるのがこれをする意味だと思います。福祉は困っている人のためにと言われますが、みんなが救えないといけません。それは運用上そうですが、地域の子どもたちが安定して生活できたり、ちゃんとした人間関係をもって、自分の子ども時代をエンジョイできる地域をつくり上げていくときに、どのようなシステムが必要なのかを考えることが大切だと思います。4年生以上の子どもに、本来なら発達的には子どもたちだけでいろいろなことを運営する時代に入りますが、今日の子どもたちはリーダーをとってみんなをまとめていくような力を持っていません。それは能力の問題ではなく、生活上の経験の問題だと思いますので、学童保育の中で、6年生が下の子どもたちの面倒をみながら力をつけていくということは必要な発達課題だと思います。そう考えたときに、今後どのような可能性が考えられるのかを論議できたらよいと思います。今まで通り、2本ラインでいくのも1つの方法ですが、今の社会的な課題を解決しようと思えば、あるいは2本立ての方がよいという場合もあると思います。私は放課後子ども会の県の委員になって、これを合体するための実験的な試みを加古川市で立会いましたが、かなり大変で難しいということを実感しました。一緒にする必要はないというのも1つの意見だと思いますが、今後、芦屋市としてどのように考えるのかということをもみんなで論議できればと思います。

(会長) 本当はこの事業のときに時間がとればよかったのですが、この会議の性格として、メインは待機児童解消の部分と放課後児童健全育成事業以外の家庭的保育などたくさんの事業を含めた全体の事業についての議論で、大きな柱があり、二本立てで話を進めてきました。放課後だけでなく事業という部分においては、国がこの分に関しては現実的に補助金を出しましょうということで、大きな幼稚園や保育所の今後の子どもたちの事業とは少し温度差があります。議論の中でこの大枠の時間をさけませんでした。国の事業としては、今まで1年生から3年生までに関しては補助金を国として出しますということです。それ以上をやっている市もありますが、それは市としてやるということです。指導員の研修も始まりますが、資格に関しても、大きな意味で言えばまだまだ課題がたくさんあり、保育士だからということでもなく、研修を受ける受けないでもなく、必然性に応じてやっていただき、いろいろな方が立ち代わります。当然、シフトしない方がよいのですが、そこまで国の運用が追いついておらず、この放課後の子どもの長期間化の流れの中で、ようやく国もここに目を向けていただいたということは、非常に議論すべき課題です。整備しなければいけないことがたくさんありますし、友廣委員の意見も事実です。1年生から3年生までやっているものが事実で、放課後子どもプラン(教室型)というものをやっているというのも事実です。ニーズ調査によって、芦屋市の場合は、高学年はあまり利用しなかったり減っているということもあったので、それに関しては放課後子どもプラン(教室型)と併せて

やっていきたいと思いますか、というような形で子ども・子育て会議としては進んでいたというのが経緯になります。ただそれがよいかどうかという問題ではありません。国としても6年生までということを行っていますので、6年生まで受け入れた方がよいということですが、課題はまだ残っているのが事実です。いろいろな市町村で考えられているときに、下りてくるお金は限られていますので、1年生から3年生まで今後増える可能性をもったときに、そこも拡充して、受け入れも部屋の数も含めてやっていき、徐々に6年生までにしていくというものなのか、一気に6年生までして、狭い所にぎゅうぎゅうな形になるのか、いろいろな未来計画も立てないと危険も含めたリスクが増えるということが、個人的にはあると思っています。せっかく友廣委員から意見を出していただき、私たちも真摯な議論ができたことはよかったと思います。みなさんの中で意見も出ていますので、一旦事務局で見直しをしていただいてよろしいですか。

(事務局宮本) 中間まとめとしてはこれでご意見をいただきます。

(会長) 今までの審議の中の間接報告としてはこのままいかせていただき、今後これに対してパブリックコメントなども出てきますので、その中でもう一度、事務局として考えていきたいということです。5か年計画をどうするのかということです。

(伊田委員) 今後の中での解釈の仕方、高学年への拡大という意味合いを、高学年は時期尚早なのか、それとも高学年まで一気にいくのか、または必要な子どもだけでも、という中間案の3つがあると思います。

(三井委員) 今後、パブリックコメント等も含めて、意見を賜った中で取り入れるべきものがあれば取り入れるという形になりますので、確定したものではありません。

(会長) 5か年計画ですので、来年すぐということと、部屋の問題、指導員の問題などもかかってきます。

(三井委員) 現在は事務局が出した案に基づいて、現状と方向性を示しているということです。

(副会長) 友廣委員が申された延長保育の指導員体制ということ、今後5か年の中で考えていただきたいことだと思って聞いていました。結局、これは保育所や幼稚園の延長保育などの縮小版なのです。やはり、子どもによりよい体制と両立支援をと思うと、さらに子どもをあまり長く預けるのはいかなものかという問題も抱えつつ、質の高い体制のありようというものは考える必要があると思っています。学童保育は今、19時までだそうですが、場合によっては多少の延長が必要になる場合があるかもしれませんし、ないかもしれません。そのようなことも含めて指導員体制の部分は案の中で、想定外にせずに、想定内としていただきたいと思います。

(友廣委員) ぜひ議論をお願いします。

(会長) では、この件に関しては中間報告ということでこのままいきます。この後、パブリックコメントが出たら、もう一度、現実的なことをどうするのか、今、3案あるとまとめていただきましたので協議したいと思います。この放課後のことは、もう少し具体的なことがわからないと夢の空論になってしまい現実的に大変なことになってしまう可能性がありますので、そこは資料提供なりをどこかのタイミングでしていただけたらと思います。では、事務局からその他連絡事項についてお願いします。

【事務局より連絡事項】

（ 会 長 ）では，第４回芦屋市子ども・子育て会議はこれで終了します。ご協力ありがとうございました。

<閉会>